

町の区域の変更について

地方自治法第 260条第 1 項の規定により、土地区画整理法第 103条第 4 項の規定による東駿河湾広域都市計画事業沼津駅南第一地区土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の町の区域を次のとおり変更する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

1 添地町に編入する区域

大手町一丁目 209の 6、209の10の一部、209の11の一部、213の36の一部、213の37の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、西条町 181 の一部

2 西条町に編入する区域

大手町一丁目 199の15の一部、199の16、199の64の一部、199の66の一部、199の67の一部、209の11の一部、213の36の一部、213の37の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、添地町23の 2 の一部、24の一部、25の一部、28の一部、29の一部、31の一部、32の一部、35の一部、36の一部、42の一部、230の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部



